

# 1. 基本計画の主旨

---

## 1-1 これまでの経緯

現在、裾野市斎場は昭和 50 年に竣工をしてから 42 年が経過し、また長泉町火葬場は昭和 43 年に建設されてから 49 年が経過しており、両施設とも施設の老朽化が進んでいる。

今後、本格的な高齢化社会が予想される中で、死亡者数の増加による火葬の需要への対応、葬儀の多様化や家族葬による会葬者数の減少など、時代に適合した新火葬施設の整備を速やかに行う必要がある。

裾野市と長泉町では、両市町が共同で行うものとして、平成 33 年度（2021 年度）中の供用開始を目指して新火葬施設の整備を進めている。

平成 27 年度には「(仮) 裾野長泉新斎場整備基本調査報告書」（以下、基本調査）において、統一的な基本事項（整備方針、施設構成等）の調査と検討を行った。

また、平成 28 年 7 月には両市町の市長、町長、副市長、副町長で構成する「裾野長泉新火葬施設整備推進協議会」を発足し、新火葬施設の整備に向けた両市町の合意形成を図るための協議を開始し、平成 29 年 4 月から裾野市長泉町衛生施設組合が新火葬施設の建設に関する事務を行っている。

## 1-2 基本計画の目的

基本計画とは、設計に入る準備段階として、設計対象となる施設の基本的な条件を設定するものをいい、今後推進していく設計・工事・運営等の基本指針となるものである。

本基本計画は、基本調査の内容を踏まえて、敷地の拡張に係る配置計画の見直しや、施設の諸条件（施設規模や施設計画、火葬炉の運転スケジュール、省エネ計画、事業費等）の検討を行い、その結果を「裾野市長泉町衛生施設組合新火葬施設基本計画」（以下、基本計画）として策定するものである。

## 1-3 上位計画の位置づけ

### 1-3-1 裾野市の上位計画

#### ■第 4 次裾野市総合計画

「第 4 次裾野市総合計画」において、「3-4 環境負荷の少ないまちづくりの推進」の項に「市内における環境関連施設の老朽化が顕著になっており、近隣市町との連携による環境対策の広域化も必要となっています。」と記載されている。また同項の「(8) 斎場の環境整備」には「現施設の適正な管理・運営を図るとともに、新施設建設などについて検討を行います。」と記載されている。

また、「6-5 広域連携と交流の促進」の項では【施策実現の手段（基本事業）】について「近隣市町との間で、広域的に連携できる事業等についての調査を行い、実施

に向けた市町の調整・検討を行います。」とある。

#### ■裾野市都市計画マスタープラン

平成 28 年 3 月策定の「裾野市都市計画マスタープラン」では「第 1 部 裾野市の概況とまちづくりに求められること 1-3 社会的条件」の項の「(5)都市整備の状況」、に「その他の根幹的都市施設」として位置づけられている。

また、「第 2 部 全体構想 4-3 都市環境の基本方針」の項の「(5) その他の都市施設の整備方針」では「施設の適正な管理・運営を図るとともに、斎場機能の充実を図るため、新施設の建設及び広域運営等について検討します。」と記載されている。

#### ■裾野都市計画火葬場の決定

平成 29 年 7 月 25 日に、その他の都市施設（火葬場）の位置として本計画の火葬施設用地が決定された。

### 1-3-2 長泉町の上位計画

#### ■ 第 4 次長泉町総合計画 後期基本計画

平成 28 年 3 月策定の「第 4 次長泉町総合計画 後期基本計画」において、「3-1-3 環境阻害要因の削減、環境衛生の充実を図る」の項で、重点プロジェクトとして「新たな斎場の整備」が位置づけられ、「人生の終焉の場・最後の別れの場にふさわしい、新たな斎場の整備を進めるため、裾野市との共同整備に向けて計画的に取り組めます。」と記載されている。

### 1-4 前提条件

新火葬施設の整備にあたっての前提条件を以下に示す。

- ・裾野市長泉町衛生施設組合が整備し運営管理を行う。
- ・新火葬施設の整備は、現裾野市斎場用地と現裾野市斎場に隣接する取得済み用地を整備区域とする。
- ・両市町の上位計画と整合を図ることとする。
- ・関連法令に定められている事項を順守することとする。

## 2. 基本条件の整理

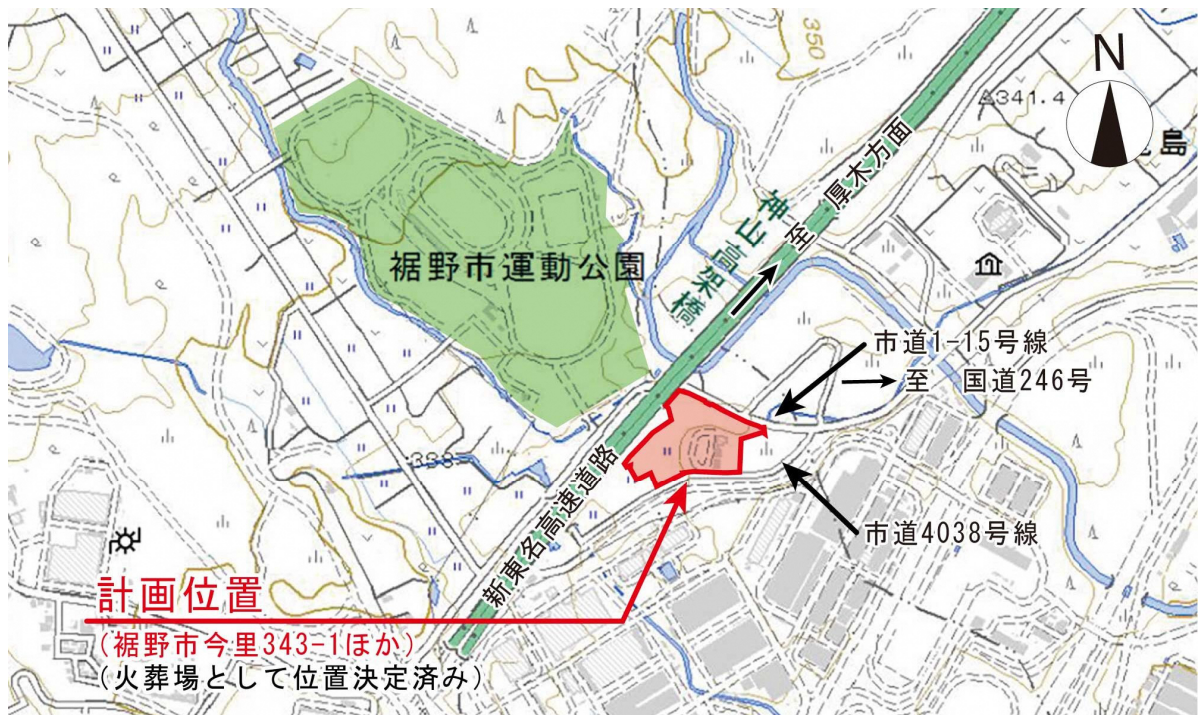
### 2-1 建設予定地

#### 2-1-1 建設予定地の概要

新火葬施設の建設予定地は、基本調査で示したとおり、現裾野市斎場用地と現裾野市斎場に隣接する取得済み用地とする。

現斎場を運営しながら同一敷地内での合理的な建替計画の検討や、将来の建替スペースを考慮した結果、基本調査で計画していた敷地より約6,000㎡を拡張し、敷地面積約17,200㎡を建設予定地と定めた。(平成29年7月25日都市計画決定)

#### 周辺位置図



## 2-1-2 交通概況

裾野市民は、隣接地への建替えであり、到達所要時間は変わらないため、現行のとおり利用できる。

長泉町民は、長泉町役場から国道 246 号または県道沼津小山線を経由して、片道 14.0km の距離で所要時間は約 25 分である。両道路とも主要幹線道路であり、比較的時間的な制約を受けることなく目的地まで到達が可能である。

### 長泉町役場から建設予定地までのルート



国道 246 号ルート

県道沼津小山線ルート

## 2-2 裾野市斎場と長泉町火葬場の概況

### 2-2-1 裾野市斎場と長泉町火葬場の位置と圏域



## 2-2-2 裾野市斎場と長泉町火葬場施設の概況

### (1) 裾野市斎場の概況

裾野市斎場はJR裾野駅より北方に6kmほどの位置にあり、周辺は住宅等存在しない。施設構成は、人体炉は3炉、炉前ホールが1室、収骨室が1室の簡便な構成となっている。

1. 設置者		裾野市		
2. 所在地	住所	静岡県裾野市今里 343-1		
	用途地域	市街化調整区域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)		
3. 対象圏域人口 (平成 29 年 4 月)		52,590 人		
4. 竣工年及び増改築年		昭和 50 年：火葬棟、待合棟、管理人棟竣工		
		昭和 59 年：待合室増築		
		平成 12 年：大型炉増設		
		平成 16 年：管理人棟撤去		
5. 敷地面積		11,319 m <sup>2</sup>		
6. 建築概要	延床面積	533 m <sup>2</sup>		
	構造	火葬棟：RC造、待合棟RC造		
		待合棟増築：S造		
	階数	火葬棟：2階建て、待合棟：平屋建		
施設構成	火葬棟：炉前ホール、収骨室、作業室、作業員室			
	待合棟：渡り廊下、待合室、事務室、湯沸し室			
	待合棟増築：渡り廊下、待合室、倉庫、湯沸し室			
7. 火葬炉	火葬炉数	火葬炉：3炉、汚物炉：1炉、動物炉：なし		
	火葬炉形式	ロストル式		
	その他の形式	再燃焼炉：なし、集じん機：なし		
	燃料	灯油		
8. 駐車台数		普通車：30台、バス2台		
9. 運用	火葬受付時刻		9：00、10：30、12：00、13：30、15：00 各1体	
	利用料金	管内住民	無料	
		管外住民	大人：30,000円、小人：10,000円、死胎、汚物等：5,000円	
	運営方法		委託	
	収骨方法		一度骨受け皿に焼骨を移し、骨受け皿より収骨	
	休業日		1月1日、1月2日、友引	
	火葬後告別式の割合		前火葬が50%を占めるが、減少傾向である。	
	1 葬家あたりの人数		平均 50～60 人	
	1 葬家当りの車台数		平均 15 台	
10. 現況	(全景)		(炉前ホール)	
				

## (2) 長泉町火葬場の概況

長泉町火葬場はJR下土狩駅より北方に1.2kmほどの位置にあり、周辺には工場、住宅、商業施設が混在している。施設構成は、火葬炉は2炉、炉前ホールが1室、収骨を炉前ホールで兼用する簡便な構成となっている。

1. 設置者		長泉町		
2. 所在地	住所	静岡県駿東郡長泉町中土狩 822-4		
	用途地域	準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）		
3. 対象圏域人口（平成 29 年 4 月）		42,899 人		
4. 竣工年及び増改築年	昭和 43 年：火葬場、管理人室、待合室竣工			
	昭和 63 年：待合室増築			
	平成 10 年：待合室トイレ増築			
	平成 14 年：管理人室解体			
5. 敷地面積		395 m <sup>2</sup> 、駐車場 187 m <sup>2</sup>		
6. 建築概要	延床面積	187.2 m <sup>2</sup>		
	構造	火葬棟：S 造、待合室棟：木造		
	階数	平屋建て		
	施設構成	火葬棟：炉前ホール、ボイラー室 待合棟：玄関ホール、休憩室、厨房、WC		
7. 火葬炉	火葬炉数	火葬炉：2 炉、汚物炉：なし、動物炉：なし		
	火葬炉形式	台車式		
	その他の形式	再燃焼炉：なし、集じん機：なし		
	燃料	灯油		
8. 駐車台数		普通車：5 台、マイクロバス 1 台		
9. 運用	火葬受付時刻		9：00、11：00、13：00、15：00	
	利用料金	管内住民	無料	
		管外住民	大人：30,000 円、小人：10,000 円、死胎、その他：5,000 円	
	運営方法		委託	
	収骨方法		一度骨受け皿に焼骨を移し、骨受け皿より収骨	
	休業日		1 月 1 日、1 月 2 日	
	火葬後告別式の割合		30%	
	1 葬家あたりの人数		平均 30 人	
1 葬家あたりの車台数		乗用車 6 台、マイクロバス 1 台		
10. 現況	(全景)		(炉前ホール)	
				

## 2-3 関連法規制の整理

火葬施設（火葬場）に関連する主な法令には都市計画法、建築基準法、墓地、埋葬等に関する法律（以下、墓理法）等が挙げられる。新火葬施設の計画・設計に関して、留意すべき関連法規制を以下に示す。

### 2-3-1 都市計画決定について

#### (1) 都市計画法による位置づけ

都市計画法第11条第1項7号に、都市計画に火葬場を定めることができると規定され、同第2項に、都市計画に火葬場を定める場合は、都市施設の種類、名称、位置、区域及び面積を定めるものとされている。

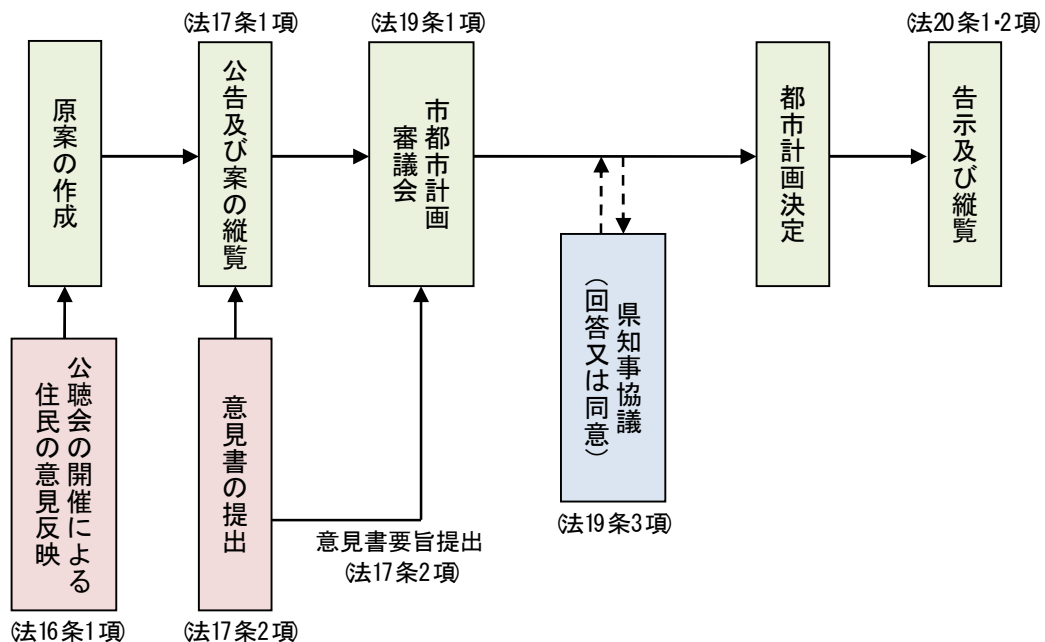
#### (2) 建築基準法による規定

建築基準法第2条第2項に特殊建築物として火葬施設（火葬場）が位置付けられている。法第51条に「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」と定められている。

#### (3) 新火葬施設の都市計画決定について

新火葬施設の整備に際しては、都市計画法に定められた都市計画決定の手続きにより、位置を決定する必要がある。市が定める都市計画の決定手続きを以下に示す。

#### 市が定める都市計画の決定手続き

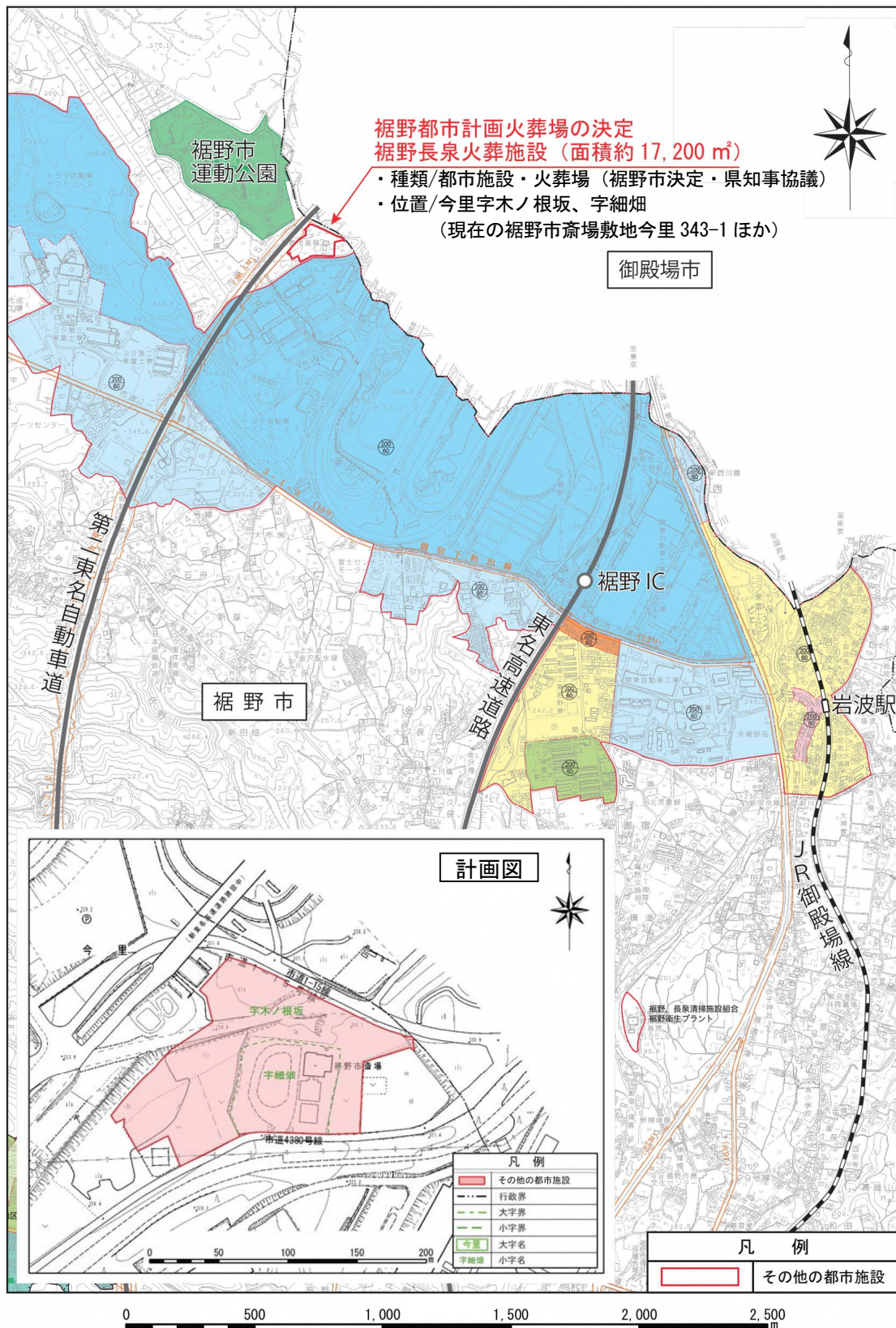


※静岡県の都市計画



新火葬施設の整備に伴う都市計画決定の手続きは、平成 29 年 7 月 25 日に完了し、新施設の位置と区域など都市計画法に基づく計画が決定した（裾野市告示第 106 号）。決定内容を以下に示す。

### 裾野都市計画火葬場の決定（総括図）



## 2-3-2 墓地、埋葬等に関する法律

墓埋法第2条第7項に「火葬場とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう」とされている。

第10条第1項に「墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」と定められている。同第2項には「前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする」と定められている。

この場合における許可の基準は、各地の火葬需要、風俗習慣、宗教感情、地理的条件等によって異なるものであり、全国一律の基準になじまないため都道府県知事の裁量に委ねられている。

### ■裾野市墓地、埋葬等に関する規則

裾野市墓地、埋葬等に関する規則に、墓埋法第10条の規定による火葬場の許可等の申請手続、設置場所及び構造設備の基準等について以下のとおり定められている。

#### 第9条（火葬場の設置場所）

- (1) 飲料水を汚染する恐れがない等公衆衛生の見地から支障が無いと見とめられる場所であること。
- (2) 地すべり、出水等災害の恐れが少ない場所であること。

#### 第10条（火葬場の構造設備）

- (1) 火葬場の境界には、周辺の景観と調和した垣根等が設けられていること。
- (2) 火葬炉は、防臭及び防塵について十分な能力を有するものであること。
- (3) 霊安所及び残灰庫が設けられていること。
- (4) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合所、便所及び駐車場が設けられていること。

※裾野市墓地、埋葬等に関する規則

## 2-3-4 その他関連法令

新火葬施設整備に関連する主な法令等を以下に示す。

関連法令	備考
建築基準法	建築確認申請が必要。用途は火葬場(事業所)を想定。
都市計画法	火葬施設は公益施設かつ都市計画施設のため、開発行為の許可不要。ただし、都市計画法施行規則第 60 条による適合証明書の提出が必要。雨水調整池の設置が必要。
消防法	用途は消防法施行令別表第 1 第 15 項事業所を想定。 消火器設備・屋内消火栓設備・自動火災報知設備・誘導灯・防火水槽等の設置が必要。
宅地造成等規制法	
水道法	
下水道法	
浄化槽法	
道路法	
電気事業法	
環境基本法	
騒音規制法	
振動規制法	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
大気汚染防止法	
悪臭防止法	
土壌汚染防止対策法	
森林法	
労働安全衛生法	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
エネルギー使用合理化に関する法律	
静岡県開発許可制度	
静岡県建築物環境配慮制度 (CASBEE 静岡)	
静岡県福祉のまちづくり条例	
裾野市土地利用事業に関する指導要綱	6%の緑地が必要。
裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
裾野市景観条例	

## 2-4 基本方針

新火葬施設の整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

### (1) 最後のお別れの場にふさわしい施設

- ・誰にでも訪れる人生の終焉、その場にふさわしいやすらぎと品位を持った施設づくりを進める。

### (2) 故人を偲び、悲しみを癒し、慈しみを感じる施設

- ・大切な人を偲び、送る場として別れの悲しみに対する癒しと、悲しみを乗り越えていこうとする慈しみを与える施設づくりを進める。
- ・一連の葬送行為を個別性の高い空間で行えるよう、会葬者動線や諸室の配置等に考慮した施設づくりを進める。

### (3) 人と環境にやさしい施設。誰からも愛され大切にされる施設。

- ・周辺環境と調和し、地域に受け入れられると共に、自然と共生する施設づくりを進める。
- ・環境性能に優れた火葬炉設備をはじめ、災害時にも強い施設づくりを進める。
- ・乳幼児から高齢者、障がい者に至るまで、誰もが心安らかで安心して快適に過ごせる、誰からも愛され大切にされる施設づくりを進める。

### (4) 維持・管理コストのかからない施設

- ・省エネ・省資源や、高耐久な構造体と内外仕上げ材の使用など、維持・管理費の削減を見据える。